

都南の園使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 48 号

都南の園使用料等条例の一部を改正する条例

都南の園使用料等条例（昭和 32 年岩手県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(使用料等の額)</p> <p>第 2 条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 診療等に係る使用料及び手数料のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により定められた療養に要する費用の額の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により定められた医療に要する費用の額及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定基準」という。）に定めのあるものについては、算定方法等又は算定基準により算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で知事が定める額）とする。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第 4 条 天災その他特別の事情により第 2 条第 1 号又は第 2 号に係る使用料又は手数料を納付することが困難な場合で、特に知事において必要と認めた者については、当該使用料又は手数料を減免することができる。</p>	<p>(使用料等の額)</p> <p>第 2 条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 診療等に係る使用料及び手数料のうち健康保険法（大正11年法律第70号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）に定めのあるものについては、算定方法等により算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で知事が定める額）とする。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第 4 条 天災その他特別の事情により使用料又は手数料を納付することが困難な場合で、特に知事において必要と認めた者については、使用料又は手数料を減免することができる。</p>
2	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 条 都南の園において行う診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の指定施設支援（以下「身体障害者指定施設支援」という。）については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 条 都南の園において行う診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）、同法附則第20条の規定により指定障害福祉サービスとみなされる同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の指定施設支援（以下「身体障害者指定旧法施設支援」という。）並びに児童福祉法（昭</p>

<p>(使用料等の額)</p> <p>第2条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 指定障害福祉サービスに係る使用料については、障害者自立支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（同法第29条第1項の特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。）につき、同法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）とする。</p> <p>(4) <u>身体障害者指定施設支援</u>に係る使用料については、<u>身体障害者福祉法第17条の10第2項第1号に掲げる額</u>とする。</p>	<p>和22年法律第164号）第24条の2第1項の指定施設支援（以下「障害児指定施設支援」という。）については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(使用料等の額)</p> <p>第2条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 指定障害福祉サービスに係る使用料については、障害者自立支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（同法第29条第1項の特定費用（以下この号及び次号において「特定費用」という。）を除く。）につき、同法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）とする。</p> <p>(4) <u>身体障害者指定旧法施設支援</u>に係る使用料については、<u>身体障害者指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）</u>につき、<u>障害者自立支援法附則第21条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該身体障害者指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に身体障害者指定旧法施設支援に要した費用の額）</u>とする。</p> <p>(5) <u>障害児指定施設支援</u>に係る使用料については、<u>児童福祉法第7条第2項の障害児施設支援の種類ごとに障害児指定施設支援に通常要する費用（同法第24条の2第1項の特定費用（以下この号において「特定費用」という。）を除く。）</u>につき、<u>同法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定施設支援に要した費用の額）</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の都南の園使用料等条例第4条の規定は、平成18年4月1日から適用する。